

敷金 宅建 H06-10-1 《#610》

【問】 正誤をつけよ。

Aは、A所有の建物を、Bから敷金を受領して、Bに賃貸したが、Bは賃料の支払いを遅滞している。Bは、Aに対し、未払賃料について敷金からの充当を主張することができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 敷金【★基礎必須】

2 **賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。**この場合において、**賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。**（民法 622 条の 2 第 2 項）